

広島市保育教諭等育成に関する協議会開催要綱

(開催)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7第1項の規定に基づき、本市が設置する幼保連携型認定こども園の園長及び教員（市長が任命する職員に限る。以下「保育教諭等」という。）の資質の向上について、教育機関及び児童福祉施設関係者からの意見を幅広く聴くため、広島市保育教諭等育成に関する協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 法第22条の3第1項に定める保育教諭等としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 指標に基づく保育教諭等の資質の向上に関すること。
- (3) その他保育教諭等の育成に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) こども未来局幼保企画課幼保連携推進担当課長（以下「幼保連携推進担当課長」という。）
 - (2) こども未来局幼保企画課保育園運営指導担当課長
 - (3) 大学関係者
 - (4) 保育園関係者
 - (5) 幼稚園関係者
- 2 協議会に座長を置き、幼保連携推進担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、幼保連携推進担当課長が必要と認めるときに開催する。

- 2 協議会は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 協議会において、座長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局をこども未来局幼保企画課に置き、庶務等を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、幼保連携推進担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から施行する。